

④ 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目及び施設基準の見直し

第1 基本的な考え方

急性期入院医療の必要性に応じた適切な評価を行う観点から、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度について、必要度の判定に係る評価項目及び該当患者割合の基準を見直す。

第2 具体的な内容

1. 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の項目について、以下のとおり見直す。
 - 「創傷処置」の項目について、重症度、医療・看護必要度Ⅰにおける評価対象を、重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価対象となる診療行為を実施した場合とするとともに、「重度褥瘡処置」に係る診療行為を評価対象から除外する。
 - 「呼吸ケア（喀痰吸引のみの場合を除く）」の項目について、重症度、医療・看護必要度Ⅰにおける評価対象を、重症度、医療・看護必要度Ⅱにおいて評価対象となる診療行為を実施した場合とする。
 - 「注射薬剤3種類以上の管理」の項目について、初めて該当した日から7日間を該当日数の上限とするとともに、対象薬剤から「アミノ酸・糖・電解質・ビタミン」等の静脈栄養に関する薬剤を除外する。
 - 「専門的な治療・処置」の項目のうち「抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）」について、対象薬剤から入院での使用割合が6割未満の薬剤を除外する。
 - 「専門的な治療・処置」の項目のうち「抗悪性腫瘍剤の内服の管理」について、対象薬剤から入院での使用割合が7割未満の薬剤を除外する。

- 「専門的な治療・処置」の項目のうち「抗悪性腫瘍剤の使用（注射剤のみ）」、「麻薬の使用（注射剤のみ）」、「昇圧剤の使用（注射剤のみ）」、「抗不整脈薬の使用（注射剤のみ）」、「抗血栓塞栓薬の使用」及び「無菌治療室での治療」の評価について、2点から3点に変更する。
 - 「救急搬送後の入院」及び「緊急に入院を必要とする状態」について、評価日数を現在の5日間から2日間に変更する。
 - C項目の対象手術及び評価日数について、実態を踏まえ見直す。
 - 短期滞在手術等基本料の対象手術等を実施した患者を評価対象者に加える。
2. 急性期一般入院料1、特定機能病院入院基本料7対1及び専門病院入院基本料7対1における該当患者の基準及び割合の基準について、
- ①「A3点以上」又は「C1点以上」に該当する割合が一定以上であること
 - ②「A2点以上」又は「C1点以上」に該当する割合が一定以上であること
- の両者を満たすことを施設基準とする。
3. 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の評価項目の見直しに伴い、入院料等の施設基準における該当患者割合の基準を見直す。

	改 定 案		現 行 <small>(カッコ内は許可病床200床未満の場合の基準)</small>	
	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの割合	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの割合
急性期一般入院料 1	割合①：2割1分 割合②：2割8分	割合①：2割 割合②：2割7分	3割1分 (2割8分)	2割8分 (2割5分)
急性期一般入院料 2	2割2分	2割1分	2割7分 (2割5分)	2割4分 (2割2分)

急性期一般入院料 3	<u>1割9分</u>	<u>1割8分</u>	<u>2割4分</u> (<u>2割2分</u>)	<u>2割1分</u> (<u>1割9分</u>)
急性期一般入院料 4	<u>1割6分</u>	<u>1割5分</u>	<u>2割</u> (<u>1割8分</u>)	<u>1割7分</u> (<u>1割5分</u>)
急性期一般入院料 5	<u>1割2分</u>	<u>1割1分</u>	<u>1割7分</u>	<u>1割4分</u>
7対1入院基本料 (特定機能病院入 院基本料(一般病 棟に限る。))		割合①: <u>2割</u> 割合②: <u>2割7</u> 分		<u>2割8分</u>
7対1入院基本料 (結核病棟入院基 本料)	<u>0.8割</u>	<u>0.7割</u>	<u>1割</u>	<u>0.8割</u>
7対1入院基本料 (専門病院入院基 本料)	割合①: <u>2割1</u> 分 割合②: <u>2割8</u> 分	割合①: <u>2割</u> 割合②: <u>2割7</u> 分	<u>3割</u>	<u>2割8分</u>
看護必要度加算 1	<u>1割8分</u>	<u>1割7分</u>	<u>2割2分</u>	<u>2割</u>
看護必要度加算 2	<u>1割6分</u>	<u>1割5分</u>	<u>2割</u>	<u>1割8分</u>
看護必要度加算 3	<u>1割3分</u>	<u>1割2分</u>	<u>1割8分</u>	<u>1割5分</u>
総合入院体制加算 1	<u>3割3分</u>	<u>3割2分</u>	<u>3割3分</u>	<u>3割</u>
総合入院体制加算 2	<u>3割1分</u>	<u>3割</u>	<u>3割3分</u>	<u>3割</u>
総合入院体制加算 3	<u>2割8分</u>	<u>2割7分</u>	<u>3割</u>	<u>2割7分</u>
急性期看護補助体 制加算	<u>0.6割</u>	<u>0.5割</u>	<u>0.7割</u>	<u>0.6割</u>
看護職員夜間配置 加算	<u>0.6割</u>	<u>0.5割</u>	<u>0.7割</u>	<u>0.6割</u>
看護補助加算 1	<u>0.4割</u>	<u>0.3割</u>	<u>0.5割</u>	<u>0.4割</u>
地域包括ケア病棟 入院料	<u>1割</u>	<u>0.8割</u>	<u>1割2分</u>	<u>0.8割</u>
特定一般病棟入院 料の注7	<u>1割</u>	<u>0.8割</u>	<u>1割2分</u>	<u>0.8割</u>

[経過措置]

令和6年3月31日において現に次に掲げる入院料等に係る届出を行っている病棟又は病室については、令和6年9月30日までの間に限り、それぞれ当該入院料等に係る重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなす。

- ・ 急性期一般入院料 1
- ・ 急性期一般入院料 2
- ・ 急性期一般入院料 3
- ・ 急性期一般入院料 4
- ・ 急性期一般入院料 5
- ・ 7対1入院基本料（結核病棟入院基本料）
- ・ 7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。））
- ・ 7対1入院基本料（専門病院入院基本料）
- ・ 看護必要度加算 1
- ・ 看護必要度加算 2
- ・ 看護必要度加算 3
- ・ 総合入院体制加算 1
- ・ 総合入院体制加算 2
- ・ 総合入院体制加算 3
- ・ 急性期看護補助体制加算
- ・ 看護職員夜間配置加算
- ・ 看護補助加算 1
- ・ 地域包括ケア病棟入院料
- ・ 特定一般病棟入院料の注7